

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市北野南一丁目一番四地先 から同市北野南一丁目一番五地 先まで		区 間
一〇・七九 一・二・三八	八・一五 八・四五	敷地の幅員 (メートル)
三四・二〇		延長 (メートル)
		備 考